

元資第343号
令和2年(2020年)3月6日

一般社団法人長野県資源循環保全協会長 様

長野県環境部資源循環推進課長

「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律の一部を改正する法律」の施行について(通知)

日頃から本県の環境行政の推進につきまして、格別の御協力をいただき、厚く御礼申し上げます。さて、オゾン層の破壊効果及び強い温室効果を有するフロン類を冷媒として使用する第一種特定製品(業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器。以下「機器」という。)については、「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」(以下「法」という。)により、機器の管理者は、機器を廃棄する際に、機器に使用されているフロン類を、県の登録を受けた第一種フロン類充填回収業者に引き渡すことが義務付けられていますが、機器廃棄時のフロン類の回収率は4割弱にとどまっています。

こうした状況を受け、機器の廃棄に関係する者が相互に確認・連携し、廃棄される機器についてフロン類の回収が確実にされる仕組みを構築するため、令和元年6月5日付けで標記法律が公布され(令和元年法律第25号)、関係法令の改正とともに今後施行されることとなりました。

主な改正内容は下記1のとおりですので、御確認いただくとともに、機器を引き取るにあたり、フロン類の適正な取扱いがなされるよう貴協会員への周知について御配意願います。

記

- 1 法改正の主な内容(廃棄物・リサイクル業者に係るもの)
 - ・機器を引き取る際には、原則、機器に使用されているフロン類の回収が確認できない機器の引取りを禁止。
 - ・機器を廃棄する者から交付された引取証明書(フロン類が回収済みであることを証する書面)の写しについて、3年間保存することを義務付け。

※詳細は、別添リーフレットを御覧ください。

2 施行期日

令和2年4月1日

3 その他

- ・リーフレット送付数 30枚
※環境省より送付があり次第、別途お送りします。
- ・リーフレット等掲載ホームページ(環境省)
<http://www.env.go.jp/earth/earth/24.html>

資源循環推進課 廃棄物審査係
(課長)伊東 和徳(担当)小松 仁美
電 話 026-235-7164
F A X 026-235-725
メー ル haikishinsa@pref.nagano.lg.jp

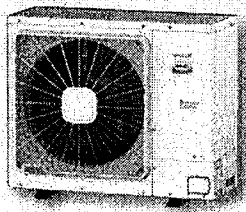
廃棄物・リサイクル業者の皆様へ

フロン排出抑制法の改正(2020年4月1日施行)により
フロン類の回収が確認できない機器の
引取りは禁止されました。

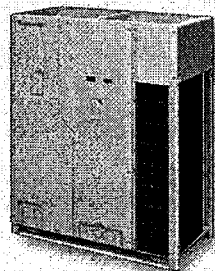
違反した場合には**50万円以下の罰金**が科せられます。

対象となる機器

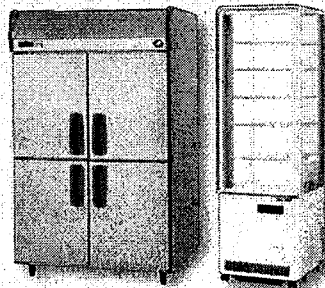
業務用のエアコン・冷凍冷蔵機器のうち、フロン類が使われているもの



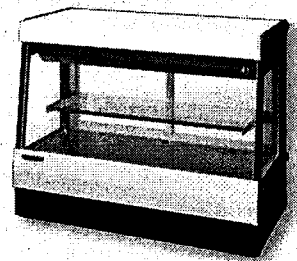
店舗用エアコン



ビル用マルチエアコン



業務用冷凍冷蔵庫



冷凍冷蔵用ショーケース など

引取証明書(写し)でフロン類が回収済みであることを確認したとき

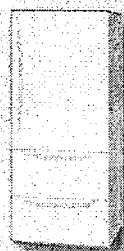
または

充填回収業者として自らフロン類を回収するとき
は引き取ることができます。

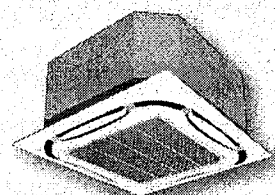
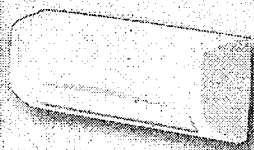
対象とならない機器



カーエアコン



家庭用製品



室内機のみ

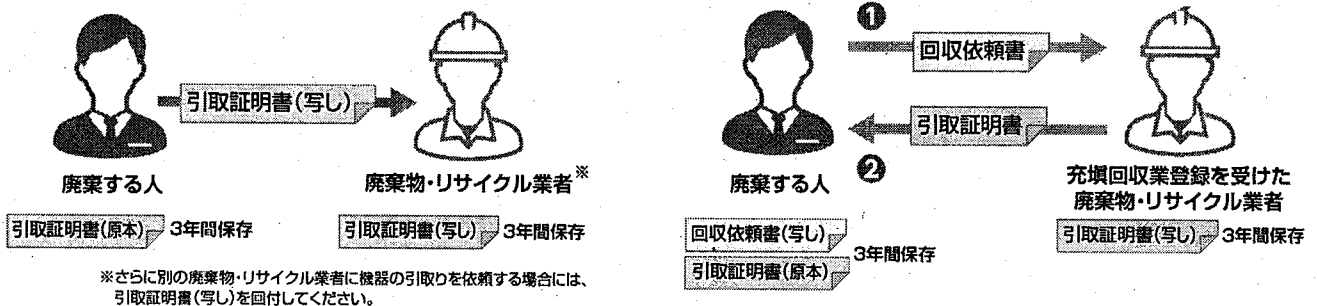
※カーエアコンは自動車リサイクル法、家庭用製品は家電リサイクル法の対象です。

Q 具体的にどういった場合に対象機器の引取りが可能ですか？

A 主に以下の場合に引取りが可能です。

① 引取証明書を受け取った場合

② 自らフロン類を回収する場合



Q 家庭用の製品はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 家電リサイクル法等に従い、フロン類を回収してください。
※廃棄物処理法によって、処理基準上フロン類の回収が義務づけられています。

Q 可燃性冷媒のノンフロン機器はどのように処分したらよいのでしょうか？

A 冷媒回収の義務はありませんが、機器処分の際には火災等に十分気をつけてください。

フロン類は強力な温室効果ガスです！

フロン類は冷媒などに使用される一方、二酸化炭素の100~10,000倍という強力な温室効果があり地球温暖化に甚大な影響を及ぼします。フロン類の排出を抑制することで、地球温暖化の防止やオゾン層保護に貢献できます。



詳細は、フロン排出抑制法ポータルサイトを御覧ください。

フロン法ポータルサイト

検索

<http://www.env.go.jp/earth/furon/>



■お問い合わせ先

都道府県のフロン排出抑制法担当部局 <http://www.env.go.jp/earth/ozone/cfc/ctr.html>

環境省 地球環境局 地球温暖化対策課 フロン対策室

TEL:03-3581-3351(内線6753)

経済産業省 製造産業局 化学物質管理課 オゾン層保護等推進室

TEL:03-3501-1511(内線3711)

